

学校いじめ防止基本方針

喜多方市立上三宮小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめに対する基本的な考え方

（1）基本理念

- ① いじめは、どの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ② いじめは、児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないよう、その情操と道徳心を培い規範意識を養う。
- ③ いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・保護者・地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

（2）いじめの定義

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔「いじめ防止対策推進法」第2条より〕

（3）いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止等の対策の基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめ未然防止の取組

ア 学級経営の充実

- (ア) ソーシャルスキルトレーニングの実施や「心のノート」の活用、QU検査結果の活用により、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- (イ) 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

イ 道徳教育の充実

- (ア) 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- (イ) 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

ウ 相談体制の整備

- (ア) QU検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- (イ) 各学期の「アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- (ウ) スクールカウンセラーや児童相談員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

エ 縦割り班活動の充実

- (ア) 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

オ 学校相互間の連携協力体制の整備

(ア) 幼稚園や他の小学校、中学校と情報交換や交流活動を行う。

② いじめの早期発見のための取組

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア) 児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月、12月、3月）

(イ) 保護者対象いじめアンケート調査 年3回（7月、12月、3月）

(ウ) 教育相談を通した学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回（6月、9月、2月）

(エ) 保護者対象個別懇談 年1回（9月）及び 隨時

イ いじめの相談体制の充実

(ア) スクールカウンセラーの活用

(イ) いじめ相談窓口の設置

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(ア) いじめ防止校内研修 年2回（4月、11月）

③ インターネット等を通して行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

ア 情報モラル教育の実施

イ 講演会（インターネット上のいじめについて）7月（5・6年児童及び保護者対象）

（2）いじめ防止等に関する取組

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策会議」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー

＜活動＞

- いじめの早期発見に関する事。（アンケート調査、教育相談等）
- いじめ防止に関する事。
- いじめ事案に対する対応に関する事。
- いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

＜開催＞

年3回を定例会とし、必要に応じて会議を開催する。

② 生徒指導協議会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめの早期発見のための取組

- (1) 児童・生徒の些細な変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- (2) QUテスト等を活用して学級づくりに努める。
- (3) 児童・生徒、保護者対象のいじめアンケートを学期ごとに実施する。
- (4) 定期的に教育相談をする。
- (5) 保護者との個別懇談を実施する。
- (6) 電話相談を周知する。
- (7) スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (8) 保護者及び地域に対し、学校いじめ防止基本方針及び取組について理解を図る。

4 いじめの対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策会議」を開き対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的におこなう。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行うなどの措置を講ずる。
- (5) 事実の係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
- ⑥ 調査結果を踏まえて必要な措置をとる。
- ⑦ 教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料等の提出など、調査に協力する。

6 いじめ対策年間計画

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	いじめ防止対策会議①（学校いじめ防止基本方針について） いじめ防止校内研修①（未然防止と早期発見） 全校集会や学級指導でいじめ防止指導 家庭訪問の実施 スクールカウンセラーの活用（年間）	計画・目標の作成と提示
5	全校集会や学級指導での人権教育	
6	教育相談 情報モラル指導（学級指導）	
7	インターネット上のいじめについて（保護者懇談会） いじめに関するアンケート調査①（児童・保護者） (1学期間について)	1学期の評価
8	いじめ防止対策会議②（実態把握と2学期の取組）	
9	教育相談 個別懇談（保護者）	

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
10	全校集会や学級指導での人権教育	
11	いじめ防止校内研修②（いじめへの対応・再発防止）	
12	いじめの関するアンケート調査②（児童・保護者） (2学期について)	2学期の評価
1	いじめ防止対策会議③（実態把握と3学期の取組）	
2	教育相談 いじめ防止のための会議等）	
3	いじめに関するアンケート調査③（児童・保護者） (3学期について)	年間評価・報告

6 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価の方法は、職員、児童生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

【参考資料】

1 具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 身体や動作について、不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - 存在を否定される。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - 遊びやチームに入れないと席を離される。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - わざとぶつかられたり、通る時に足をかけられたりする。
 - 叩く、殴る、蹴る、つねるなどが繰り返される。
 - 遊びと称して、対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - 靴に画鋲やガムを入れられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - 使い走りをさせられたり、万引きやカツアゲを強要したり、登・下校時に荷物を持たれたりする。
 - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに、誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

2 いじめ防止のための取組

(1) 授業では

規律正しい態度で、授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。

- わかる授業づくりを進める。
- すべての児童・生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
- 授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の問題を改善する。
- 教師の不適切な認識や差別的な態度・言動に注意する。

(2) 道徳や特別活動等では

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- 道徳教育や学級活動などで、「いじめはいけない」「何がいじめなのか」を指導する。
- 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験等を計画的に進める。
- 特別活動など、他の児童・生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- 児童会等で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。

(3) 休み時間や放課後の活動等では

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。

- 「小さなサイン」を見逃さない。
- よりよい人間関係を指導する。
- 一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- 児童・生徒への温かい言動に心がける。

(4) インターネット上のいじめを防止するために

関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。

- 情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識を向上させる。
- 保護者懇談会やP T A総会等を利用して、保護者へ啓発する。

平成26年3月策定